

建設工事等入札参加資格審査申請要領

(令和7・8年度)

山口県柳井市総務部工事監理室

この要領は、令和7・8年度において柳井市、柳井市水道事業及び柳井市平郡簡易水道事業が発注する建設工事等の入札に参加しようとする者が、資格審査を申請する場合の要領を示したものです。

詳細事項及び不明な点は、工事監理室へ照会してください。

1 申請の区分

(1) 建設工事

(2) 公共測量、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査及び補償関係コンサルタント業務（以下「測量、建設コンサルタント等」という。）

同一企業が、(1) 建設工事と (2) 測量、建設コンサルタント等の両方の入札参加資格を申請する場合は、別々に申請してください。

2 申請者の資格

申請区分	申請者の資格
建設工事	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受け、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けている者で、かつ、申請日時点において、社会保険等の加入状況が「加入」又は「適用除外」である者
公共測量	測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けている者
土木関係建設コンサルタント業務	営業を営んでいる者
建築関係建設コンサルタント業務	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所の登録を受けている者 （ただし、建築設備（建築基準法第2条第3項に規定するものをいう。）に係る設計又は工事監理に関する業務のみの入札参加を希望する場合は、営業を営んでいる者）
地質調査	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録を受けている者

補償関係コンサル タント業務	営業を営んでいる者 (ただし、業務を行うに当たり法律上登録を必要とするものの受託を 希望する場合は、それらの登録を受けている者)
-------------------	--

3 申請書の提出期間

区 分	申請書の提出期間
当初申請	令和7年1月14日(火)から同年2月14日(金)まで (当日消印有効)
追加申請 (上記期間までに申請 できなかった場合)	令和7年4月1日から随時受け付けます。

4 申請書の提出先及び問い合わせ先

〒742-8714 山口県柳井市南町一丁目10番2号

柳井市総務部工事監理室

TEL 0820-22-2111 (代表) 内線 444

FAX 0820-23-4595

E-mail : kojikanri@city-yanai.jp

5 申請書の提出方法及び提出部数

(1) 提出方法 原則郵送

(2) 提出部数 1部

*必ず、A4ファイルに「6 提出書類」に示す順番に綴じて提出してください。

6 提出書類

(1) 建設工事に係る提出書類等 ※①、⑪～⑬、⑮の押印は不要です。

①	競争入札参加資格審査申請書(建設工事)	第1号様式(その1)
②	業者登録カード(建設工事) *ファイルに綴じ込まないでください。	第2号様式(その1)
③	建設業許可証明書又は許可通知書の写し *有効期限内のもの	
④	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	

	*有効期限内のもの	
⑤	社会保険等の加入状況が「加入」又は「適用除外」であることを証する書類の写し *④に記載された社会保険等の加入状況が、「加入」又は「適用除外」の者は、提出不要です。	
⑥	営業所一覧表 *支店等に委任される場合は、委任先での許可業種の範囲内での入札参加希望（認定）となります。	第3号様式（その1） （任意の様式でも可）
⑦	工事経歴書 *建設業の種類ごとに作成。直前2年分	第4号様式（その1） （任意の様式でも可）
⑧	技術者経歴書	第5号様式（その1） （任意の様式でも可）
⑨	資格技術者調書	第6号様式
⑩	納税証明書（「未納なし」等の証明書）の写し	
	国 税：直前1年の法人税又は所得税 消費税及び地方消費税	全ての申請者 <u>e-Tax(国税庁)</u> へ
	山口県税：直前1年の事業税、県民税及び自動車税	県内に営業所を有する者
	柳井市税：直前1年の市民税、固定資産税及び軽自動車税	市内に営業所を有する者
⑪	（法人の場合）登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し	
	（個人の場合）誓約書	第7号様式
⑫	資本関係・人的関係調書	第8号様式
⑬	委任状（代理権限を証する書面） *該当者のみ 「受任者」と「委任者」の記載を間違えないようにしてください。	第9号様式
⑭	I S O認定取得を示す登録証の写し *市内に営業所を有する者で該当者のみ	
⑮	暴力団排除に関する誓約書	第10号様式
⑯	受付票 *ファイルに綴じ込まないでください。	第11号様式
⑰	返信用封筒2通 （サイズ：長3、返信先記載、110円切手を貼付）	
⑱	チェックリスト *申請書（第1号様式）の前に綴じてください。	提出

※ 上記書類①、③～⑮、⑱をA4ファイル（色指定なし）に綴じること。

(2) 測量、建設コンサルタント等に係る提出書類等 ※①、⑨～⑪、⑮の押印は不要です。

①	競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）	第1号様式（その2）
②	業者登録カード（コンサルタント等） *ファイルに綴じ込まないでください。	第2号様式（その2）
③	登録証明書又は登録通知書の写し *有効期限内のもの	
④	営業所一覧表	第3号様式（その2） （任意の様式でも可）
⑤	測量等実績調書 *業種の種類ごとに作成。直前2年分	第4号様式（その2） （任意の様式でも可）
⑥	技術者経歴書	第5号様式（その2） （任意の様式でも可）
⑦	資格技術者調書	第6号様式
⑧	納税証明書（「未納なし」等の証明書）の写し	全ての申請者 <u>e-Tax(国税庁)</u> へ
	国 税：直前1年の法人税又は所得税 消費税及び地方消費税	
	山口県税：直前1年の事業税、県民税及び自動車税	
	柳井市税：直前1年の市民税、固定資産税及び軽自動車税	市内に営業所を有する者
⑨	（法人の場合）登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し	第7号様式
	（個人の場合）誓約書	
⑩	資本関係・人的関係調書	第8号様式
⑪	委任状（代理権限を証する書面） *該当者のみ 「受任者」と「委任者」の記載を間違えないようにしてください。	第9号様式
⑫	直前営業年度の「測量法第55条の8第1項の規定に基づく書類」の写し *当該書類により右の書類が省略できます。	測量業について、⑤、⑭が省略できます。
⑬	直前営業年度の「建設コンサルタント」、「補償コンサルタント」及び「地質調査業者」の現況報告書の写し *当該書類により右の書類が省略できます。	左記コンサルタント業等について、④、⑤、⑥、⑭が省略できます。
⑭	直前営業年度の財務諸表	
⑮	暴力団排除に関する誓約書	第10号様式
⑯	受付票 *ファイルに綴じ込まないでください。	第11号様式

⑰	返信用封筒 2 通 (サイズ:長 3、返信先記載、110 円切手を貼付)	
⑱	チェックリスト *申請書(第 1 号様式)の前に綴じてください。	提出

※・上記書類①、③～⑮、⑱を A 4 ファイル(色指定なし)に綴じること。

7 申請書類の記載要領等について

申請書提出に当たり、記載方法、提出方法等の注意事項を列記していますので、よくお読みいただきご提出くださいますようお願いいたします。

(1) 建設工事に係る提出書類等

① 競争入札参加資格審査申請書(建設工事)《第 1 号様式(その 1)》

- ・許可を受けている建設業について、記載してください。

② 業者登録カード(建設工事)《第 2 号様式(その 1)》

- ・「入札契約等を委任する支店等」及び「柳井市内に事業所がある場合」の欄は、該当がなければ記入不要です。
- ・「社会保険等加入の有無」の欄は、「有」又は「除外」の該当する方に○印を記入してください。
- ・「入札参加希望工事一覧」は、総合評価値通知書の数値を転記してください。
- ・入札参加を希望する業種の「入札参加希望」欄に○印を記入してください。
- ・「経審総合評定値」は、総合評定値通知書の「総合評定値(P)」を転記してください。
- ・大臣又は知事から建設業の許可を受けていても、経営事項審査を受けていない業種(総合評定値(P)のない業種)は、入札に参加を希望することはできません。
- ・「年間平均完成工事高」は、総合評価値通知書の「完成工事高の 2 年又は 3 年平均」を転記してください。
- ・このカードは、ファイルに綴じ込まずに、添付してご提出ください。

③ 建設業許可証明書又は許可通知書の写し

- ・申請者が「申請者の資格」を有することが確認できる有効期限内の証明書等の写しを添付してください。なお、許可の更新手続き中の場合は、許可証明書又は許可通知書の写しと許可申請書の写し(提出先の受付印があるものに限る)を添付してください。

④ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

- ・建設業法第 27 条の 23 の規定により国土交通大臣又は都道府県知事から通知を受けた申請日において有効(審査基準日から 1 年 7 か月以内)かつ最新の総合評定値通知書の写しを提出してください。
- ・有効期限(審査基準日から 1 年 7 か月以内)が切れた場合、入札参加資格がなくなり

ます。継続的に審査を受けてください。

⑤社会保険等の加入状況が「加入」又は「適用除外」であることを証する書類の写し

- ・経営規模等評価結果通知書に表示された社会保険等の加入状況が「加入」又は「適用除外」の者は、提出不要です。

・証明する書類の例

雇用保険：雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）、雇用保険適用
事業所設置届事業主控

健康保険、厚生年金保険：健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定
通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

⑥営業所一覧表《第3号様式（その1）》

- ・内容が同一（「名称」「郵便番号」「所在地」「電話番号」「建設業許可業種」が明記）であれば様式は問いません。（任意様式可）
- ・支店等に委任される場合は、委任先での許可業種の範囲内での入札参加資格（認定）となります。

⑦工事経歴書《第4号様式（その1）》

- ・内容が同一であれば様式は問いません。（任意様式可）
- ・建設業の種類ごとに作成してください。
- ・直近2年間の主要な完成工事及び直前3年間に着工した主な未完成工事について記載してください。

⑧技術者経歴書《第5号様式（その1）》

- ・内容が同一であれば様式は問いません。（任意様式可）
- ・建設業の種類ごとに作成してください。

⑨資格技術者調書《第6号様式》

- ・人数欄に、免許・資格を有する者の人数を延べ人数で記入してください。
- ・同じ免許で1級と2級の両方を取得している者については、1級の人数欄に計上してください。

⑩納税証明書の写し

- ・申請日前3か月以内に証明されたものの写しを提出してください。

・国税（すべての申請者）[[e-Tax 国税庁へ](#)]

○法人 直前1年の法人税並びに消費税及び地方消費税の「未納なし」の証明
（納税証明書 その3の3）

○個人 直前1年の所得税並びに消費税及び地方消費税の「未納なし」の証明
（納税証明書 その3の3）

- ・山口県税（山口県内に営業所を有する者のみ）

直前1年の事業税並びに県民税及び自動車税の「滞納なし」の証明

- ・柳井市税（柳井市内に営業所を有する者のみ）

直前1年のすべての市税（市民税、固定資産税及び軽自動車税等）についての完納証明書「未納なし」の証明

⑪登記事項証明書（商業登記簿謄本）等

○法人 申請日前3か月以内に証明された登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写しを提出してください。

○個人 誓約書（第7号様式）の原本を提出してください。

申請者住所は、個人事業を行っている事業所の住所（本人の住所ではありません。）を記載してください。

⑫資本関係・人的関係調書《第8号様式》

- ・公正な競争を確保するため、一定の資本関係又は人的関係がある会社が同一の入札へ参加することを制限します。
- ・全て該当がない場合も「無」に○印を記入して、提出してください。
- ・資本関係とは、親会社と子会社、親会社が同一である子会社のこと。
- ・人的関係とは、代表権を有する者が同一の会社、役員が兼務している会社のこと。

⑬委任状（支店等委任）《第9号様式》

- ・入札、契約等を支店、営業所等の代理人に委任する場合に提出してください。
- ・支店等に委任を行った場合は、建設工事等に係る柳井市との契約等は、すべて当該受任者が行うこととなります。
- ・委任先は、その営業所が申請する業種すべてについて建設業法第3条第1項に定める営業所である場合にのみ設けることができます。
- ・契約金額や内容、申請業種により委任先を変更したり、複数設けたりすることはできません。
- ・内容が同一であれば様式は問いません。（任意様式可）
- ・委任期間は、登録期間であれば任意の期間が設定できます。最長は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までです。
- ・「受任者」と「委任者」の記載を間違えないようにしてください。

⑭ISO認定取得を示す登録証の写し

- ・柳井市内に営業所を有する業者であって、ISO9001又はISO14001の認証を取得している者は、認定取得を示す登録証の写しを添付してください。ただし、ISO9001については、申請業種が当該認証の範囲内にあるものに限りです。
- ・ISO9001の登録証に建設工事の種類が明示されていない場合は、取得時に作成された品質マニュアルの適用範囲のページを添付してください。

- ・外国語表記の証明書については、日本語訳文を添付してください。

⑮暴力団排除に関する誓約書《第10号様式》

- ・原本を提出してください。
- ・個人の場合、申請者住所は、個人事業を行っている事業所の住所（本人の住所ではありません。）を記載してください。

⑯受付票《第11号様式》

- ・市控え用、申請者送付用両方とも該当する種別を○で囲み、申請者住所、商号又は名称を記載してください。
- ・受付票は、切り取らずにそのまま提出してください。

⑰返信用封筒 2通

- ・長3サイズの封筒に、返信先を記載し、110円切手を貼付したものを2通提出してください。
- ・「受付票」並びに「入札参加資格認定通知書」を郵送します。

※その他の注意事項

- ・上記書類①、③～⑮をA4ファイル（色指定なし）に綴じ、背表紙及び表に会社名を明示してください。
- ・⑱チェックリストで提出書類がそろっていることを確認してください。
- ・②⑯⑰は、綴じずにファイルに添付して提出してください。

（2）測量、建設コンサルタント等に係る提出書類等

①競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）《第1号様式(その2)》

- ・登録を受けている業務について記入し、希望する業務に○を記入してください。

②業者登録カード（コンサルタント等）《第2号様式(その2)》

- ・「表面」と「裏面」の両面に記入してください。
- ・「入札契約等を委任する支店等」及び「柳井市内に事業所がある場合」の欄は、該当がなければ記入不要です。
- ・入札参加を希望する業種の「入札参加希望」欄に○印を記入してください。
- ・このカードは、ファイルに綴じ込まずに、添付してご提出ください。

③登録証明書

- ・参加を希望する業種について、登録証明書（登録更新通知書）の写しを提出してください。

④営業所一覧表《第3号様式（その2）》

- ・内容が同一であれば様式は問いません。（任意様式可）

⑤測量等実績調書《第4号様式（その2）》

- ・内容が同一であれば様式は問いません。(任意様式可)
- ・登録を受けている業種ごとに作成してください。
- ・直近2年間の主要な完成業務及び直前2年間に着手した主な未完了業務について記載してください。

⑥技術者経歴書《第5号様式(その2)》

- ・内容が同一であれば様式は問いません。(任意様式可)
- ・業種ごとに作成してください。

⑦資格技術者調書《第6号様式》

- ・人数欄に、免許・資格を有する者の人数を延べ人数で記入してください。
- ・同じ免許で1級と2級の両方取得している者については、1級の人数欄に計上してください。

⑧納税証明書の写し

- ・申請日前3か月以内に証明されたものの写しを提出してください。
- ・国税(すべての申請者) [[e-Tax 国税庁へ](#)]
 - 法人 直前1年の法人税並びに消費税及び地方消費税の「未納なし」の証明
(納税証明書 その3の3)
 - 個人 直前1年の所得税並びに消費税及び地方消費税の「未納なし」の証明
(納税証明書 その3の2)
- ・山口県税(山口県内に営業所を有する者のみ)
直前1年の事業税並びに県民税及び自動車税の「滞納なし」の証明
- ・柳井市税(柳井市内に営業所を有するもののみ)
直前1年のすべての市税(市民税、固定資産税及び軽自動車税等)についての完納証明書「未納なし」の証明

⑨登記事項証明書(商業登記簿謄本)等

- 法人 申請日前3か月以内に証明された登記事項証明書(商業登記簿謄本)の写しを提出してください。
- 個人 誓約書(第7号様式)の原本を提出してください。
申請者住所は、個人事業を行っている事業所の住所(本人の住所ではありません。)に記載してください。

⑩資本関係・人的関係調書《第8号様式》

- ・公正な競争を確保するため、一定の資本関係又は人的関係がある会社が同一の入札へ参加することを制限します。
- ・全て該当がない場合も「無」に○印を記入して、提出してください。
- ・資本関係とは、親会社と子会社、親会社が同一である子会社のこと。

- ・人的関係とは、代表権を有する者が同一の会社、役員が兼務している会社のこと。

⑪委任状（支店等委任）《第9号様式》

- ・入札、契約等を支店、営業所等の代理人に委任する場合に提出してください。
- ・支店等に委任を行った場合は、測量、建設コンサルタント等に係る柳井市との契約等は、すべて当該受任者が行うことになります。
- ・契約金額や内容、申請業種により委任先を変更したり、複数設けたりすることはできません。
- ・内容が同一であれば様式は問いません。（任意様式可）
- ・委任期間は、登録期間であれば任意の期間が設定できます。最長は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までです。
- ・「受任者」と「委任者」の記載を間違えのないようにしてください。

⑫測量法第55条の書類の写し

- ・測量業者は、測量法第55条の8第1項の規定に基づく書類の写し（直前営業年度分）を提出してください。
- ・当該書類提出により、書類⑤⑭を省略できます。

⑬建設コンサルタント等現況報告書の写し

- ・建設コンサルタント登録業者、補償コンサルタント登録業者及び地質調査登録業者は、現況報告書の写し（直前営業年度分）を提出してください。
- ・当該書類提出により、書類④⑤⑥⑭を省略できます。

⑭直前営業年度の財務諸表の写し

- ・書類⑫又は⑬を提出される場合は、省略できます。
- ・財務諸表が「消費税込」か「消費税抜」かがわかるようにしてください。
- ・複数の事業を行っている場合で、損益計算書の完成事業高欄に、申請区分ごとの実績額が記載されていない場合は、申請区分ごとの実績額がわかる資料（任意様式）を添付してください。

⑮暴力団排除に関する誓約書《第10号様式》

- ・原本を提出してください。
- ・個人の場合、申請者住所は、個人事業を行っている事業所の住所（本人の住所ではありません。）を記載してください。

⑯受付票《第11号様式》

- ・市控え用、申請者送付用両方とも該当する種別を○で囲み、申請者住所、商号又は名称を記載してください。
- ・受付票は、切り取らずにそのまま提出してください。

⑰返信用封筒 2通

- ・長3サイズの封筒に、返信先を記載し、110円切手を貼付したものを2通提出してください。
- ・「受付票」並びに「入札参加資格認定通知書」を郵送します。

※その他の注意事項

- ・上記書類①、③～⑮をA4ファイル（色指定なし）に綴じ、背表紙及び表に会社名を明示してください。
- ・⑱チェックリストで提出書類がそろっていることを確認してください。
- ・②⑯⑰は、綴じずにファイルに添付して提出してください。

8 審査事項の変更届

申請書を提出後、次に掲げる事項について変更が生じた場合には、速やかに競争入札参加資格審査事項等変更届《第12号様式》に関係書類を添えて提出してください。

- (1) 許可番号若しくは許可年月日又は登録番号若しくは登録年月日
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者の氏名
- (4) 営業所の名称又は所在地
- (5) 電話番号又はファクス番号
- (6) 委任先の営業所又は代理人
- (7) 入札参加希望業種又は登録部門
- (8) 入札参加資格の取下げ（全部・一部）

変更届に必要な添付書類等

番号	変更事項	添付書類等
(1)	許可番号若しくは許可年月日又は登録番号若しくは登録年月日	建設業の許可、測量業者登録、建設コンサルタントの登録、建築士事務所登録、地質調査業者の登録、補償コンサルタントの登録等の通知書又は証明書の写しを添付してください。
(2)	商号又は名称	法人の場合：「商業登記簿謄本（登記事項証明書）」の写しを添付してください。なお、代理人を定めている場合は、併せて「委任状」を添付してください。
(3)	代表者の氏名	変更後の代表者名にフリガナを記載してください。 法人の場合：「商業登記簿謄本」の写し及び「暴力団排除に関する誓約書（第10号様式）」を添付してください。 なお、代理人を定めている場合は、併せて「委任状」を添付してください

		個人の場合：「誓約書（第7号様式）」及び「暴力団排除に関する誓約書（第10号様式）」を添付してください。
(4)	営業所の名称又は所在地	法人で、主たる営業所の変更の場合に限り「商業登記簿謄本」の写しを添付してください。 代理人を定めている場合で、主たる営業所又は委任先の営業所に関する変更が在る場合は、併せて「委任状」も添付してください。
(5)	電話番号又はファクス番号	添付書類は必要ありません。
(6)	委任先の営業所又は代理人	建設工事：「委任状」及び「変更届出書（建設業法施行規則様式第22号の2）」の写しなど受任営業所の建設業法施行令第3条に規定する使用人の変更がわかるものを添付してください。 委任先の営業所を変更する場合は、「営業所一覧表（建設業の許可業種がわかるもの）」も添付してください。 なお、変更は新たな委任先の許可業種の範囲内での認定となり、許可のない業種については、資格の喪失（取下げ）となります。 コンサルタント等：「委任状」を添付してください。
(7)	入札参加希望業種又は登録部門	建設工事：「建設業許可通知書」の写し又は「変更届出書（建設業法施行規則様式第22号の2）」の写しなど許可を受けている業種であることを証明する書類を添付してください。 また、業種が追加変更となる場合は、業者登録カード（第2号様式（その1））と有効な総合評定値通知書の写しを添付してください。 コンサルタント等：土木関係建設コンサルタントの登録部門を変更する場合は、「登録（抹消）通知書」の写しを添付してください。
(8)	入札参加資格の取下げ（全部・一部）	取下げ範囲により、「全部」又は「一部」のどちらかを○で囲んでください。 変更届の「変更後欄」に取下げする理由を記載してください。また、一部取下げの場合は、取下げる業種がわかるように記載してください。

9 資格の承継承認申請

資格の認定後、法人成り等により、引き続き入札参加資格を継承することを希望する承継人は、新規に許可（登録）を受けた後、競争入札参加資格承継承認申請書〈第 13 号様式〉に経営事項引継書〈第 14 号様式〉等を添えて提出してください。